

新年度早々、文書廃棄だ、移管だとなにかとあわただしい時期にご協力いただき、ありがとうございました。

これから公文書館では移管していただいた文書の第三次選別を行い、最終的に保存する文書を決定し、整理をしていきます。その結果については「15年度登録公文書目録」でご覧いただけるようになります。（時期は少々先になります）

開館してから4年目を迎え、職員の皆様のご理解やご協力により所蔵資料も着実に増加し、14年度末の所蔵資料は次のようになっています。

移管整理済公文書	9,485点
行政刊行物等	5,808点
いたばし郷土史関係史料 （区内諸家文書複写資料等）	46,510点
その他資料（写真・地図等）	12,203点
櫻井徳太郎文庫	30,258点



公文書館も職員の皆様に親しんでいただける施設になりつつあると思っておりますが（自己満足でしょうか）、はじめて文書の移管事務の担当になった方、新規採用の方など公文書館にあまりなじみのない職員の方もいらっしゃると思いますので、今一度、公文書館のPRをさせていただきます。

公文書館で何？？？

公文書を中心とする資料を収集・選別・整理・保存し、公開していく施設です。根拠となっている法律は昭和63年6月に施行された「公文書館法」です。この中では、国及び地方公共団体は、歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用に必要な措置を講ずる責務を有すると定めています。

日々作成されている公文書は行政がどのように進められたかを記録した貴重な資料です。作成された公文書は保存年限が経過するまで、大切に保存されています。（主管課の書棚及び総務課の文書保管庫で）保存年限が経過すると廃棄予定文書（予定で廃棄文書ではありません）としてリストアップされ、将来に渡って歴史的・文化的に貴重な資料とされたものは、公文書館に保存され、板橋区民共通の財産として利用されます。広い意味での情報公開を進めていく施設と考えることができます。